

教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：令和元年度】

令和2年12月

美里町教育委員会

目 次

はじめに	1
I 教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	3
2 教育委員会組織	4
3 教育委員会関連経費	5
4 教育委員会の会議運営状況	7
5 教育相談の実施状況	16
II 点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	18
(2) 点検・評価の方法	19
2 前年度の課題の改善状況	
(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況	20
(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況	21
3 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	23
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務	27
〈法令点検〉	43
(3) 総合計画を推進するための取組	46
III 評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	54
2 点検・評価の結果について	54
IV まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 未解決となっている前年度の課題と解決策	58
(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策	58
2 来年度の点検・評価に向けて	61
資 料	
1 関係法令チェックシート【対象年度：令和元年度】	(別冊)

は じ め に

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することになっています。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議制の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価の結果から、今後の取組の改善につなげ、合理的かつ効果的な教育行政の一層の推進につなげていくものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 七 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

I 教育委員会の概要、会議運営等

1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行します。教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第14条の規定により、合議体として教育委員会の決定により行われます。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。教育長は、任期が3年で町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て任命します。

委員は、定数が4人で、任期は4年です。町長が町長の被選挙権を有する人の中から議会の同意を得て委員を任命します。町長が委員を任命するに当っては、①委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、②委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないこと、の2つの要件が規定されています。また、委員定数の過半数の者が同一の政党に所属することになってはならないとされ、一つの政党の影響力が教育行政の運営に及ぼされ、教育行政の中立と安定が失われることがないように配慮されています。

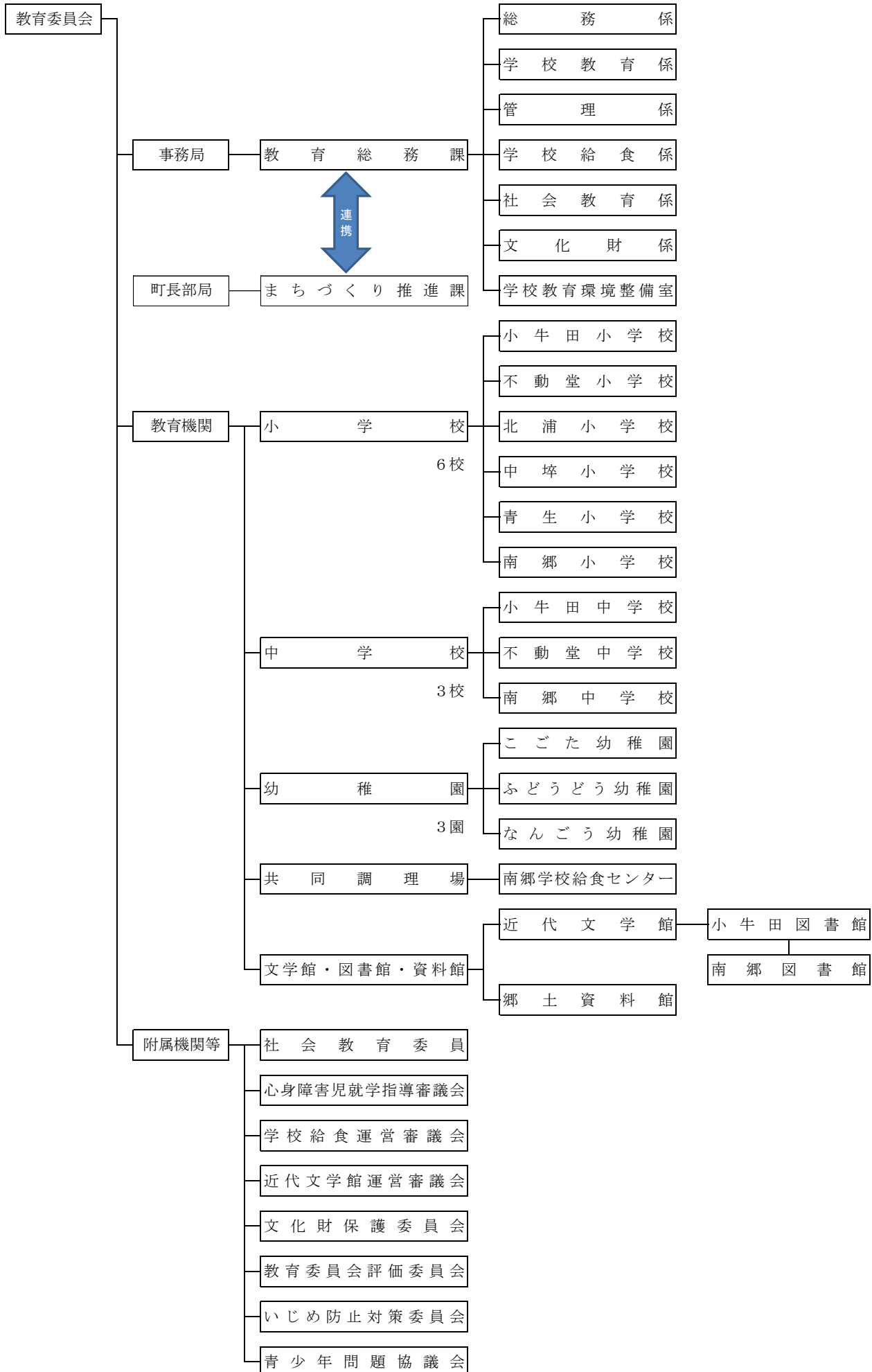
教育長の職務を規定する「教育委員会の会務を総理」とするとは、「教育委員会の会議を主宰する」こと、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと、及び「事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味しています。

教育長、委員名簿

職	氏 名	就任年月日	任 期	備考
教 育 長	大 友 義 孝	平成30年2月20日	令和3年2月19日	1期
委 員 (教育長職務代理者)	後 藤 眞 琴	平成30年2月20日	令和4年2月19日	2期
委 員	成 澤 明 子	平成29年2月20日	令和3年2月19日	2期
委 員	留 守 広 行	平成31年2月20日	令和5年2月19日	2期
委 員	千葉 菜穂美	平成28年2月20日	令和2年2月19日	2期
	大森 真智子	令和 2年2月20日	令和6年2月19日	1期

2 教育委員会組織

令和2年4月1日現在



3 教育委員会関連経費

令和元年度 一般会計決算 （歳出10款教育費）

（※5項4目の文化会館費、6項1目の保健体育総務費、6項2目の体育施設費は除いています。）

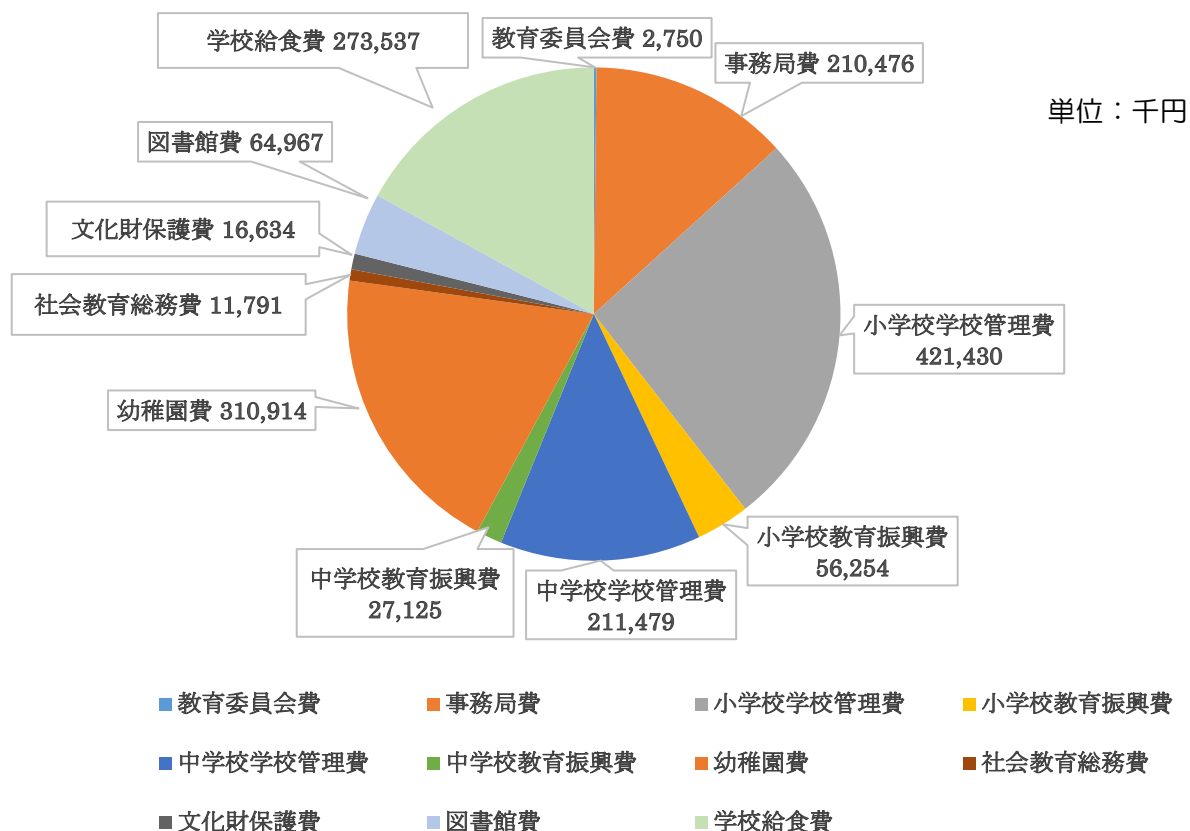
単位：千円

款 項 目	令和元年度 決算額 A	繰越 明許費	事故繰越	平成30年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,607,357			1,129,071	478,286
1教育総務費	213,226			226,254	-13,028
1教育委員会費	2,750			3,185	-435
2事務局費	210,476			223,069	-12,593
2小学校費	477,684			190,824	286,860
1学校管理費	421,430			133,506	287,924
2教育振興費	56,254			57,318	-1,064
3中学校費	238,604			101,229	176,015
1学校管理費	211,479			72,048	139,431
2教育振興費	27,125			29,181	-2,056
4幼稚園費	310,914			249,430	61,484
1幼稚園費	310,914			249,430	61,484
5社会教育費	93,392			81,433	11,959
1社会教育総務費	11,791			10,241	1,550
2文化財保護費	16,634			11,007	5,627
3図書館費	64,967			60,185	4,782
6保健体育費	273,537			279,901	-6,364
3学校給食費	273,537			279,901	-6,364

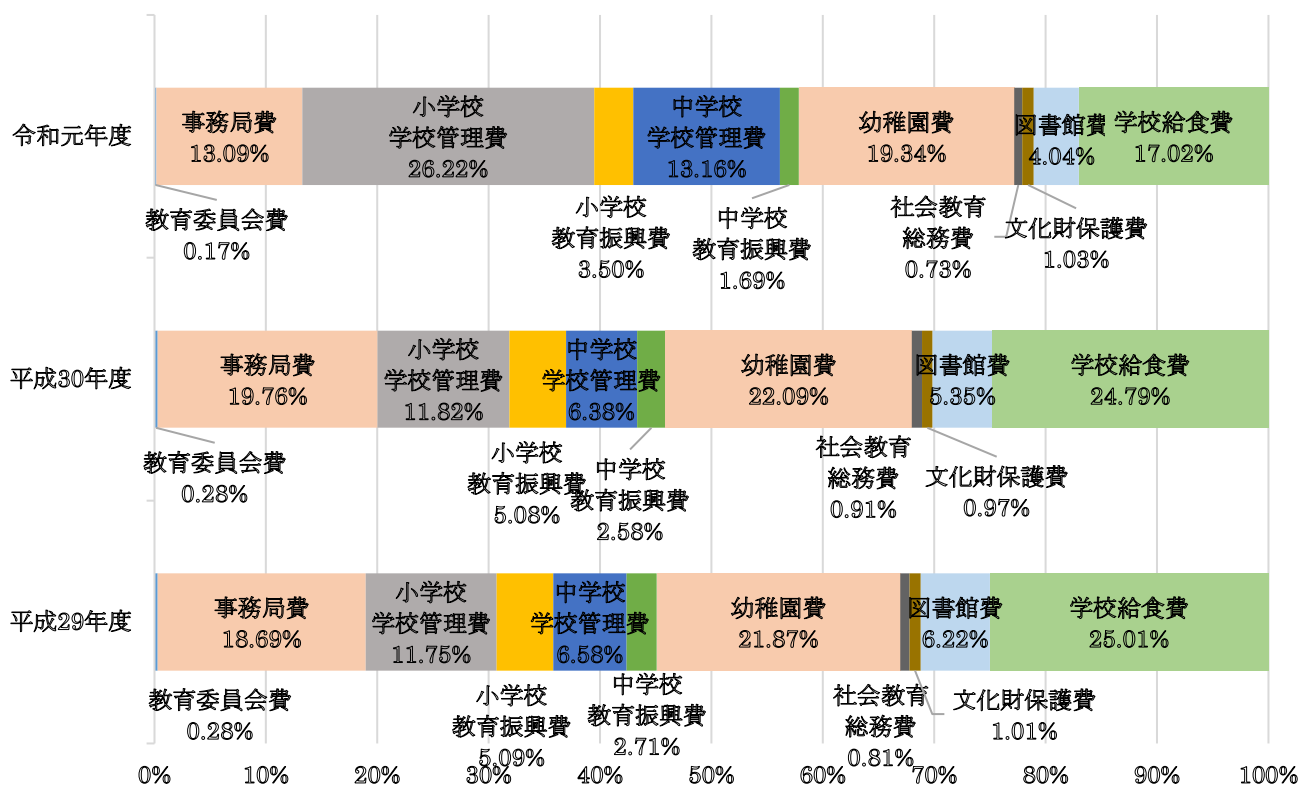
※100円以下を端数調整しています。

令和元年度美里町一般会計歳出決算額11,126,347千円に対し、教育委員会が管理する教育費は14.4%です。

令和元年度一般会計決算



年度比較



4 教育委員会の会議運営状況

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
臨時	平成31年4月19日	4	審議	2	1	議案第19号 美里町文化財保護用基本方針(案)について	1	1	3
	午前9時03分会議	2			議案第20号 美里町郷土資料館運営方針(案)について	4	78		
	午前11時19分閉会		協議	1	1	美里町学校再編について(継続協議)			
	(2時間16分)		その他	1	1				
計							79		
定例	平成31年4月26日	5	報告	3	1	報告第1号 平成31年度指導主事学校(園)訪問について			1
	午前10時10分会議				2	報告第2号 平成30年度生徒指導に関する報告(3月分、まとめ)			
	午後3時50分閉会				3	報告第3号 区域外就学について			
	(5時間40分)		審議	7	1	議案第2号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について			
		2			美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について				
		3			美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について				
		4			美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について				
				5	美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則	3	10		
				6	美里町特別支援教育専門員の選任について				
				7	美里町学校再編ビジョンの見直しについて(請願)	5	5		
			協議	2	1	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)			
		2			学校再編について(継続協議)	3	33		
			その他	5	1	行事予定等について			
					2	小学校運動会の出席者について	3	4	
					3	平成31年5月教育委員会定例会の開催日について	5	27	
					4	議案の撤回請求について			
					5	美里町教育委員会事務決裁規定の一部を改正する訓令	1	1	
計							80		
臨時	令和元年5月14日	5	協議	2	1	美里町学校再編について(継続協議)	4	71	2
	午前9時00会議	2			美里町学校施設長寿命化計画の変更について	2	2		
	午前11時00閉会		その他	1	1		1	1	
(2時間00分)									
計							74		

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者		
定例	令和元年5月22日 午後1時38分会議 午後5時15分閉会 (4時間23分)	5	報告	3	1	報告第4号 令和元年度美里町議会5月会議について	2	5	1		
					2	報告第5号 平成31年度生徒指導に関する報告(4月分)					
					3	報告第6号 平成30年度教育相談に関する報告					
	議事		3	1	議案第6号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則	1	2				
				2	議案第9号 美里町いじめ防止等基本方針の改定について						
				3	議案第10号 新中学校建設に伴う教育財産の取得について	1	3				
	協議		4	1	令和元年度美里町議会6月会議について	4	6				
				2	「令和元年度 美里町の教育」について	4	35				
				3	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)						
				4	美里町学校再編について(継続協議)	2	3				
	その他		3	1	行事予定等について						
				2	遠田郡中学校総合体育大会の出席者について	5	17				
				3	令和元年6月教育委員会定例会の開催日について	2	5				
計							73				
定例	令和元年6月27日 午後1時30分会議 午後7時16分閉会 (5時間46分)	5	報告	3	1	報告第7号 令和元年度美里町議会6月会議について	2	3	1		
					2	報告第8号 令和元年度生徒指導に関する報告(5月分)					
					3	報告第9号 区域外就学について					
	協議		4	1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	1	1				
				2	「令和元年度 美里町の教育」について	5	83				
				3	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)						
				4	学校再編について(継続協議)	2	35				
	その他		3	1	行事予定等について						
				2	令和元年7月教育委員会臨時会の開催日について						
				3	令和元年教育委員会定例会の開催日について	2	3				
	計							125			
	臨時		令和元年7月11日 午後1時06分開議 午後2時25分閉会 (1時間19分)	5	審議	1	1	議案第11号 美里町教育委員会後援等の名義使用に関する規則の制定について	4	17	1
					協議	2	1	学校再編について(継続協議)	2	4	
2		令和2年度使用教科用図書の採択について					5	66			
その他		1			1						
計							87				

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者		
定例	令和元年7月24日 午後1時30分開議 午後4時55分閉会 (3時間25分)	5	報告	3	1	報告第10号 令和元年度生徒指導に関する報告(6月分)			3		
					2	報告第11号 区域外就学について					
					3	報告第12号 指定校変更について					
			審議	3	1	議案第12号 美里町社会教育委員の委嘱について			2	2	
					2	議案第13号 令和2年度使用教科用図書の採択について					
					3	議案第14号 美里町文化財保護委員会への諮問について	1	3			
		協議	3	1	「令和元年度 美里町の教育」について		4	16	5	41	
				2	基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について(継続協議)						
				3	美里町学校再編について(継続協議)						
		その他	3	1	令和元年度美里町議会8月会議について			4	12		
				2	行事予定等について						
				3	令和元年度8月教育委員会定例会の開催日について						
計							74				
臨時	令和元年8月8日 午前10時33分開議 午後0時00分閉会 (1時間27分)	4	協議	2	1	幼児教育・保育の無償化について	3	4	0		
					2	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	2	19			
		その他									
計							23				
定例	令和元年8月23日 午後1時45分開議 午後4時56分閉会 (3時間11分)	5	報告	2	1	報告第13号 区域外就学について			0		
					2	報告第14号 生徒指導に関する報告(7月分)					
			協議	4	1	いじめ・不登校対策等について			3	10	
					2	基礎学力向上等について					
					3	令和元年度美里町議会9月会議について					
		4			学校再編について	3	35				
		その他	5	1	行事予定等について			2	13		
				2	町内中学校運動会出席者について		3				10
				3	美里町敬老式の出席者について		2				2
				4	町内幼稚園運動会の出席者について						
				5	令和元年度9月教育委員会定例会の開催日について						
計							70				

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者		
定例	令和元年9月26日 午後1時45分開議 午後7時16分閉会 (5時間31分)	5	報告	3	1	報告第15号 美里町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について			0		
					2	報告第16号 令和元年度美里町議会9月会議について					
					3	区域外就学について					
			審議	3	1	議案第15号 学校給費に関する条例施行規則の一部改正について					
					2	議案第16号 美里町立幼稚園預かり保育実施に関する規則の一部改正について					
					3	議案第17号 美里町立幼稚園保育料等減免規則及び美里町立保育園の利用者負担額を定める規則の廃止について					
			協議	5	1	いじめ・不登校対策及び生徒指導等(8月分)について					
					2	基礎学力向上等について					
					3	全国学力・学習状況調査結果について					
					4	美里町近代文学館長寿命化計画(案)について	5	22			
					5	学校再編について	5	84			
			その他	2	1	行事予定等について					
2	令和元年10月教育委員会定例会の開催日について				1	1					
計							107				
定例	令和元年10月24日 午後1時35分会議 午後4時26分閉会 (2時間51分)	4	報告	1	1	報告第18号区域外就学について			0		
						協議	4	1		いじめ・不登校対策及び生徒指導等(9月分)について	
		2	基礎学力向上等について								
		3	次期美里町総合計画等について	2				5			
					4	学校再編について	4	22			
						その他	2	1	行事予定等について	2	14
								2	令和元年11月教育委員会定例会の開催日について	4	27
		計							68		
		臨時	令和元年11月8日 午前9時00分開議 午前11時15分閉会 (2時間15分)	4	報告	1	1	報告第19号 美里町心身障害児就学指導審議会答申について			0
								協議	2	1	
2	次期美里町総合計画等について			4	40						
	その他									1	1
					計						

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和元年11月28日	5	報告	2	1	報告第20号 区域外就学について			0
	午後1時43分開議				2	報告第21号 指定校の変更について			
	午後5時50分閉会 (4時間07分)		協議	9	1	いじめ・不登校対策及び生徒指導（10月分）について			
					2	基礎学力向上等について	2	6	
					3	職員人事について			
					4	教育財産の用途廃止について	1	3	
					5	令和元年度美里町議会11月会議及び12月会議について	2	5	
					6	新学習指導要領実施に伴う授業時数確保の検討について	3	11	
					7	美里町近代文学館長寿命化計画(案)について			
					8	次期美里町総合計画等について	3	4	
					9	学校再編について	5	28	
			審議	1	1	議案第18号 美里町学校給食運営審議会委員の委嘱について			
			その他	2	1	行事予定について			
					2	令和元年12月教育委員会定例会の開催日について	5	26	
計								83	
定例	令和元年12月19日	5	報告	4	1	報告第22号 令和元年度美里町議会11月会議について			0
	午後1時35分開議				2	報告第23号 令和元年度美里町議会12月会議について	2	3	
	午後2時55分閉会 (1時間20分)				3	報告第24号 令和元年度学習・生活習慣調査(第4回)に関する報告			
					4	報告第25号 区域外就学について			
			協議	6	1	いじめ・不登校対策及び生徒指導（11月分）について			
					2	「令和2年度 美里町の教育」について	1	2	
					3	美里町学校給食運営審議会への諮問について	2	5	
					4	美里町近代文学館長寿命化計画(案)について	2	3	
					5	次期美里町総合計画等について	1	1	
					6	学校再編について			
			審議	1	1	議案第19号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について			
			その他	2	1	行事予定等について			
					2	令和2年1月教育委員会定例会の開催日について	3	8	
計								22	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者			
定例	令和2年1月23日 午後1時45分開義 午後4時51分閉会 (3時間06分)	4	報告	3	1	報告第26号 令和2年度賄材料購入業者の決定について	3	5	1			
					2	報告第27号 宮城県児童・生徒学習意識等調査結果について						
					3	報告第28号 区域外就学について						
			協議	7	1	いじめ・不登校対策及び生徒指導(12月分)について						
					2	職員の人事について						
					3	「令和2年度 美里町の教育」について	4	4				
					4	令和元年度美里町議会1月会議について						
					5	令和2年度施政方針(案)について						
					6	次期美里町総合計画等について	3	5				
					7	学校再編について	4	56				
			審議	1	1	議案第20号 令和2年度学校給食費の額について						
			その他	3	1	学校給食の食材について	1	1				
					2	行事予定等について						
					3	令和2年度2月教育委員会定例会の開催日について	4	6				
計							77					
臨時	令和2年2月13日 午前9時30分開義 午前10時30分閉会 (1時間00分)	4	協議	1	1	令和2年度美里町立小中学校管理職の人事異動について			0			
					秘密会	その他	1	1	その他			
計							0					
臨時	令和2年2月20日 午後4時30分開義 午後6時25分閉会 (1時間55分)	5	報告	2	1	報告第29号 新中学校整備予定地地質調査結果について	2	4	0			
					2	報告第30号 新中学校整備民間活力導入可能性調査結果について	3	13				
			その他	1	1	その他						
計							17					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者	
定例	令和2年2月25日 午前9時40分開義 午後1時25分閉会 (3時間45分)	5	報告	7	1	報告第31号 令和元年度美里町議会1月会議について			0	
					2	報告第32号 町内小学校における午前5時間制について	3	5		
					3	報告第33号 第2期美里町子ども・子育て支援事業計画(案)について	1	4		
					4	報告第34号 美里町近代文学館長寿命化計画(案)について				
					5	報告第35号 公立・私立中高受験状況について				
					6	報告第36号 区域外就学について				
					7	報告第37号 指定校の変更について				
			協議	5	1	いじめ・不登校対策及び生徒指導(1月分)について				
					2	基礎学力向上等について	1	2		
					3	令和元年度美里町議会3月会議について	1	2		
					4	補助執行の協議について	1	8		
					5	学校再編について	1	2		
			審議	4	1	議案第21号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設みつばち保育園)	1	1		
					2	議案第22号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(事業所内保育事業施設ハミング保育園)				
					3	議案第23号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設こすずめ園)				
					4	議案第24号 子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等に係る連携施設に関する協定書の締結について(小規模保育事業施設おひさま保育園)				
			その他	3	1	行事予定等について				
					2	小中学校卒業式及び幼稚園修了式について	2	4		
					3	令和2年度3月教育委員会定例会の開催日について				
計						28				
臨時	令和2年2月28日 午前9時40分開義 午前10時35分閉会 (0時間55分)	5	協議	1	1	新型コロナウイルス感染症予防対策について	3	11	0	
			その他							
					計					

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和2年3月26日 午後1時30分開義 午後6時05分閉会 (4時間35分)	5	報告	2	1	報告第38号 令和元年度美里町議会3月会議について	4	8	0
					2	報告第39号 区域外就学について			
			協議	3	1	いじめ・不登校対策及び生徒指導(2月分)について	1	2	
					2	基礎学力向上等について	1	2	
					3	学校再編について	3	9	
			審議	10	1	美里町教育委員会職員の人事異動について	1	1	
					2	学校医の委嘱について			
					3	学校歯科医の委嘱について			
					4	学校薬剤師の委嘱について			
					5	美里町学校教育専門指導員の選任について			
					6	美里町青少年教育相談員の選任について			
					7	美里町特別支援教育専門員の選任について			
					8	美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について			
					9	美里町文化財保護委員の委嘱について			
					10	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について	2	6	
			その他	4	1	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する訓令について	2	8	
					2	行事予定等について	2	3	
					3	小中学校入学式及び幼稚園入園式について	1	1	
					3	令和2年度4月教育委員会定例会の開催日について	1	1	
計							41		

教育委員会の会議運営状況集計表

No	開催月日	定例	臨時	出席 委員	報告	審議	協議	その他	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考
1	4月19日		○	4	0	2	1	0	5	79	3	
2	4月26日	○		5	3	7	2	5	5	80	1	
3	5月14日		○	5	0	0	2	1	5	74	2	
4	5月22日	○		5	3	3	4	3	3	73	1	
5	6月27日	○		5	3	0	4	3	5	125	1	
6	7月11日		○	5	0	1	2	1	5	87	1	
7	7月24日	○		5	3	3	3	3	5	74	3	
8	8月8日		○	4	0	0	2	0	5	23	0	
9	8月23日	○		5	2	0	4	5	5	70	0	
10	9月26日	○		5	3	3	5	2	5	107	0	
11	10月24日	○		4	1	0	4	2	5	68	0	
12	11月8日		○	4	1	0	2	0	5	54	0	
13	11月28日	○		5	2	1	9	2	5	83	0	
14	12月19日	○		5	4	1	6	2	3	22	0	
15	1月23日	○		4	3	1	7	3	5	77	1	
16	2月13日		○	4	0	0	1	1	0	0	0	秘密会のみ
17	2月20日		○	5	2	0	0	1	5	17	0	
18	2月25日	○		5	7	4	5	3	5	28	0	
19	2月28日		○	5	0	0	1	0	3	11	0	
20	3月26日	○		5	2	10	3	4	5	41	0	
計		12	8	94	39	36	67	41	89	1,193	13	

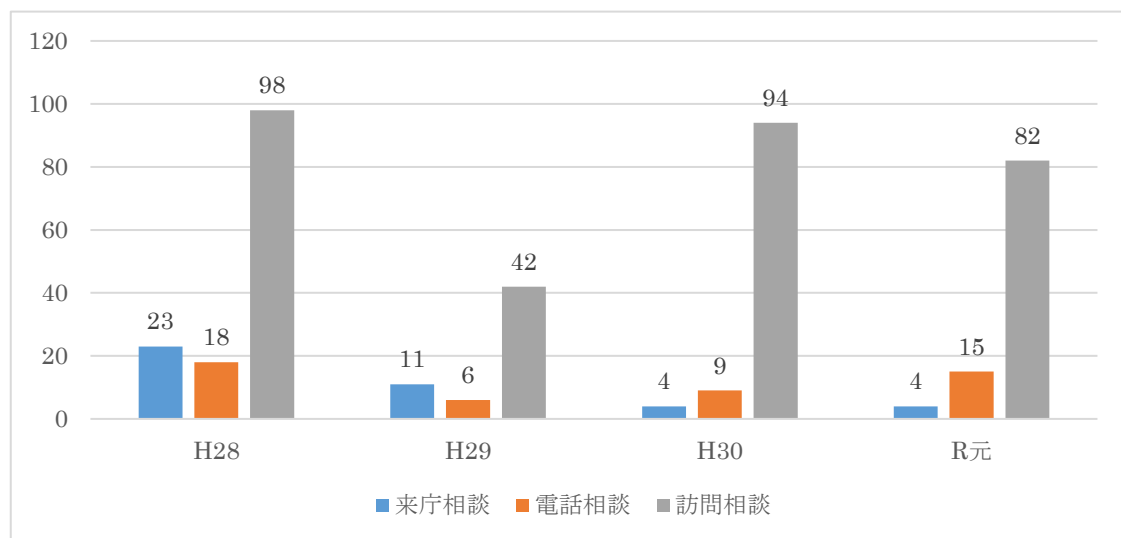
5 教育相談の実施状況

平成31年4月～令和2年3月

月	教 育 相 談 件 数														主な内容
	来庁相談				電話相談				訪問相談				定期巡回訪問相談	はなみずき教室	
	子供	親	教員	関連機関	子供	親	教員	関連機関	子供	親	教員	関連機関			
4				1			5		3		6			6	(教) 状況把握、新年度の見通し (子) 卒業生訪問相談
5		1							4		3		5	11	(教) 健全育成、生徒指導 (子) 卒業生訪問相談
6									5		3	1	7	12	(教) ケース会議 (子) 卒業生訪問相談
7						1			4		4	1	1	10	(教) 授業参観、健全育成 (関) 生徒指導連絡協議会 (親) 教師への苦情 (子) 卒業生訪問相談
8						3			5			3	1	10	(関) 適指情報交換、要対協 (親) 教師への苦情 (子) 卒業生訪問相談
9						2	2		4		8		2	10	(教) 授業参観、保護者対応 (親) 教師への苦情 (子) 卒業生訪問相談
10						1			3		2	2	6	10	(関) ケアハウス情報交換 (教) 保護者対応 (親) 教師への苦情 (子) 卒業生訪問相談
11				1		1					3		4	18	(教) 授業参観、いじめ (関) 心のサポアドバイザー (親) 教師への苦情
12											5	2		16	(教) 健全育成、スクサポ (教・関) 授業参観 (関) 町生指連協、地ネット
1											2		4	16	(教) いじめ、不登校
2				1					1	2		2	9	9	(子) 不登校 (関) 生徒指導連絡協議会、要対協 (親) 不登校
3									2	1	1				(子) 高校受験 (親) 高校受験 (教) ケース会議
小計		1		3		8	7		31	3	37	11	39	128	
合計	4				15				82				39	128	
総計	268														

教育相談の実施状況

年度 項目	H28	H29	H30	R 元
来庁相談	23	11	4	4
電話相談	18	6	9	15
訪問相談	98	42	94	82



Ⅱ 点検・評価

1 点検・評価の対象と方法

(1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅するため、前年度に引き続き、1) 意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、2) 法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、3) 政策を推進するための事務として「総合計画を推進するための取組」の三つの項目を点検・評価の対象としました。

1) 教育委員会の会議運営

教育委員会は教育長と4人の委員で構成する合議制の執行機関です。また、町長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定は教育委員会の会議において行われます。教育委員会が特色を十分に生かし、合議制の執行機関としての機能をしっかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に積極的に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意思決定が行わなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行する事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように国の法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会がどのように処理しているのか、一つひとつの項目を点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものです。

3) 総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために美里町総合計画・美里町総合戦略（以下「総合計画」という。）が策定されています。総合計画では「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で5つの教育政策が掲げられており、町ではこの計画の下に教育政策の推進に取り組んでおります。教育政策の推進を職責とする教育委員会が教育政策を推進するためにどのように取り組んできたのか、実施状況を毎年度検証していかなければなりません。こうしたことから、総合計画の「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の政策項目を点検・評価の対象とするものです。

(2) 点検・評価の方法

1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ

(教育委員会と評価委員会との関係)

教育委員会の補助機関である事務局（教育総務課）が原案を作成して、それをたたき台に教育委員会で協議をしました。



教育委員会で協議し、作成した報告書案を評価委員会に諮り、評価委員会に意見を求めました。



評価委員会の意見を教育委員会にフィードバックして、教育委員会において評価委員会の意見を尊重して、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

2) 点検・評価の作業

点検・評価の結果を今後の取組の改善につなげていくことを目的の一つとしていることから、初めに前年度に実施した点検・評価によって発見された改善点、改善すべき課題がその後どのように改善されているか確認します。

次に、これまでと同様に、点検・評価の対象とした三つの項目について、一つひとつをできるだけ詳細にわたり点検・評価を行います。

また、「②教育委員会が管理及び執行する事務」について関連法令が順守されているかを点検するための関係法令チェックシート（別冊資料）を作成して、一つひとつについて法令の順守状況を点検する作業を行いました。

2 前年度の課題の改善状況

(1) 教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況

1) 教育委員会の議事録の公開に遅れが生じている。

前年度の点検評価では、下半期に開催した議事録の公開の遅れが課題でした。令和元年度においては、この状況を改善するため、議事録公開までの作業のフローチャートを作成し、速やかにホームページや行政情報コーナーへの公開を行えるよう取り組みました。フローチャート作成に時間がかかりましたが、令和元年10月からは、遅れることがないよう公開しています。

2) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

×改善されていない。

幼稚園においては、正規採用職員が27人であるのに対して非常勤職員は48人となっています。非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、幼稚園においては、雇用の形態(時間帯)が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の非常勤職員が多くなってきている事情があります。正規採用の常勤職員を増やすためには、幼稚園の運営形態の在り方について、検討してまいります。

3) 旧中埴小学校敷地内のプールや給食棟など、無人の施設は早めに撤去し安全を確保する必要がある。敷地についても「町民が活用できるような方法」を考えていかなければならない。

旧中埴小学校敷地内に残っている、学校プール及び旧給食棟については、令和2年度に解体撤去することになりました。

それに先立ち、令和元年11月28日付けで教育財産として廃止し、町長部局へ管理換えをしています。

敷地の活用については、美里町公共施設等総合管理計画推進本部で今後検討していくことになります。

4) 平成30年度において県内一部の学校で、学校給食の栄養摂取基準に満たない給食が提供されて問題になっているが、本町においては早急に調査を行い、足りない部分があれば速やかに改善していかなければならない。

調査の結果、本町においても栄養量が100%に達していないものがあり、美里町学校栄養士会で協議した結果、栄養量を満たすためには、給食費の単価の見直しが必要との意見となりました。単価については、令和2年度中に具体的な見直しを進めていきます。

(2) 評価委員会から指摘された課題の改善状況

- 1) 点検・評価の有効活用と客観性のある意見書の作成に当たり、評価委員として、幼稚園、小学校、中学校の教育現場を見学できる機会があればと思う。

令和2年度以降、教育現場を見学できる機会を設けていきます。

- 2) 定例会と臨時会は計画性があり慎重で迅速な審議が行われており、その機能が果たされている。審議内容也多岐にわたっており、特に社会問題になっている「いじめ・不登校対策」や教育現場の課題である「基礎学力向上対策」の審議が継続されているが、活発な話し合いが行われていると思われる。会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫があってもよい。

×改善されていない。

令和元年度での教育委員会では、秘密会以外の会議については全て公開で実施し、延べ13人が傍聴しましたが、住民が傍聴しやすい開催方法等について、検討してまいります。

- 3) 教育委員は年間通して多くの行事に参加されていることに敬意を表します。教育委員は非常勤職としての性格から活動への参加が十分に確保できないと思われるが、今後とも保護者や教育現場、多様な住民の声を聴くことで、課題を捉え、教育施策を検証し、次年度の改善策につなげていくことを期待する。

これまでも学校行事や指導主事訪問等の機会を捉えながら、教育現場の意見等の把握に努めてきました。今後も様々な機会を捉えて、保護者や教育現場及び住民の意見を聴き、課題を捉え、教育施策に反映するよう努めていきます。

- 4) 学校教育専門指導員、青少年教育相談員など経験者を専従職員として配置し、指導や助言の体制が整ってきているようだが、学習面で取り残される子供が出ないように、基礎学力の向上に力を入れてほしい。

児童生徒の学力が少しずつアップしており、学力向上支援員の指導に一定の評価が見られる。今後とも学校と教育委員会が連携して基礎学力向上に向けての更なる取り組みと成果に期待したい。

本町においては、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。また、学力向上支援員を小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。

今後も学校と教育委員会とが連携を密にし、基礎学力の向上に努めていきます。学力向上支援員について、今後も研修会等を定期的に開催し、指導方法や問題点等を検証し、基礎学力向上に努めていきます。

5) いじめに関しては、どんな小さなことも見逃さず、重大事態にならないように学校、行政、家庭がしっかり連携することを望む。

いじめや不登校問題は全国的に社会問題になっているが、美里町では「美里町いじめ防止等基本方針」に基づき、定期的の実態調査を行い迅速に対応していることが伺われる。今後とも学校と教育委員会が連携し、問題行動等の早期発見、早期対応に努めていただきたい。

本町においては、「美里町いじめ防止等基本方針」を策定し、各小中学校においては町の方針に基づきそれぞれ「学校いじめ防止基本方針」を定めて取り組んでいます。いじめ、不登校については教育委員会直通の相談窓口を設置しているほか、毎月各学校から報告を求めています。これらにつきましては、青少年教育相談員を中心に対応しています。また、青少年教育相談員が定期的に各学校を巡回訪問しながら、いじめ等の早期発見を心掛けています。

今後も学校と教育委員会との連携を密にし、いじめ防止及びいじめ等の早期発見、早期対応に努めていきます。

6) 学校評議員に関するアンケート調査集計結果から各学校では評議員の意見を学校運営に反映していることが伺われた。また、評議員の活用に当たっては、各学校や地域の実情を踏まえている。

学校評議員に関しての教職員の考えや課題を調査項目に入れてはどうか。

学校評議員に関しての教職員の考えや課題を、調査項目に盛り込みました。

7) 正規職員の配置については、子どもの安全、保育、教育を保証し、教職員の人材の育成を図る上からも重要な課題である。改善策に当たり多くの難題があると思われるが、関係機関や住民の声等を幅広く聴きながら進めて欲しい。

非常勤職員が正規職員より多い現状については、少しでも改善できるよう町当局に働きかけを続けてほしい。

令和元年度で教育委員会が任命権を有する職員については、正規採用職員が59人であるのに対して、非常勤職員は155人となっています。

非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題であり、教育委員会のみで改善策を講ずることは難しい課題であります。教育機関の職員のうち非常勤職員が多くを占めている現状について、今後も町長部局と話し合い改善に努めていきます。

3 点検・評価の結果

(1) 教育委員会の会議運営

【実施状況】

令和元年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、7～15ページに記述したとおり定例会12回と臨時会8回（うち1回は秘密会のみ）の計20回の会議を開催し、これらの会議の中で取り扱った議案は報告39件、審議36件、協議67件でした。（件数はいずれも年度を通した延べ件数）

【点検・評価】

- 1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則（以下「会議規則」と言う。）が順守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

① 会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。（会議規則第2条）

急の招集を必要とした臨時会を除いて、3日前までに告示をして、招集しました。

② 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。

（会議規則第3条第1項）

都合により1人の委員が1回、遅れて参集しましたが、事前に教育長へ口頭で届け出ています。その他は、指定時間に遅れることなく参集しました。

③ 委員は、会議に出席できないときは、その旨を教育長に届け出たか。

（会議規則第3条第2項）

都合により2人の委員が各2回ずつ、別の2人の委員が各1回ずつ会議を欠席しましたが、事前に教育長へ口頭で届け出ています。

④ 毎月1回の定例会が招集されたか。（会議規則第4条第2項）

毎月1回の定例会を招集し、会議を開催しました。

⑤ 教育長が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。

（会議規則第4条第3項）

教育長が必要と認めたときに臨時会を8回開催しました。

また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、令和元年度においては行われませんでした。

- ⑥ **会議は公開されたか。**(会議規則第5条第1項)
秘密会以外の会議は、全て公開としました。
- ⑦ **秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。**
(会議規則第5条第1項)
秘密会とするときは3分の2以上の同意を得ました。
- ⑧ **秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させたか。**
(会議規則第5条第3項)
会議中に一部秘密会とする場合は、会議に関係のない者及び傍聴人に退場していただきました。
- ⑨ **委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得たか。**
(会議規則第11条)
委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得ました。
- ⑩ **動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。**
(会議規則第14条第1項)
令和元年度には、動議は行われていません。
- ⑪ **教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。**
(会議規則第15条第1項)
教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しました。
- ⑫ **教育長は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。**
(会議規則第16条第1項)
採決は、すべて挙手によって行いました。
- ⑬ **教育長は、採決したときは、その結果を宣告したか。**
(会議規則第16条第2項)
教育長は、採決したときは、その結果を宣告しました。
- ⑭ **教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を会議で報告したか。**
(会議規則第19条)
教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を毎月の定例会又は臨時会の会議で報告しました。
- ⑮ **議事録は、必要な事項が記載され、作成されたか。**
(会議規則第21条)
議事録は、必要な事項を記載し作成しました。

⑯ 議事録は、次の定例会において承認を受けたか。

(会議規則第22条第1項)

上半期に開催した教育委員会の会議の議事録については、遅れが生じましたが、下半期に開催した教育委員会の会議の議事録については、概ね次の定例会で承認を受けました。

⑰ 議事録には、教育長が指名した委員2人が署名したか。

(会議規則第22条第3項)

承認を受けた議事録に、教育長が指名した委員2人が署名しました。

2) 次に、教育委員会の会議運営が効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

① 委員の出席状況

各委員の会議への出席状況については、都合により2回の定例会と、4回の臨時会において、それぞれ1人の委員が欠席となりましたが、それ以外の会議には委員全員が出席しました。

② 委員の発言状況

審議、協議の各議案別の発言回数を議事録から拾ったところ、次のような回数となりました。

ア 審議：36議案で計126回の発言、1議案あたり平均約3.5回の発言（※秘密会となった議案を除く。）

イ 協議：67議案で計821回の発言、1議案あたり平均約12.3回の発言（※秘密会となった議案を除く。）

前年度の発言回数は審議32議案で計48回、協議53議案で計395回となっています。令和元年度の教育委員会では、学校教育に関する協議で、発言回数が全体的に多くなっています。

③ 会議時間

1回当たりの会議時間は、平均で定例会が3時間20分、臨時会が53分でした。前年度は定例会が4時間、臨時会が1時間53分でしたので、前年度に比べて定例会と臨時会は短くなっています。令和元年度は午前から午後まで1日を通して開催した会議はありませんでした。最も長くかかった会議は5時間44分でした。

④ 会議の事前公表、周知

定例会については全ての会議において、告示と同時に町のホームページで会議開催の事前公表、周知を行いました。臨時会については開催日が急に決定される場合もあり、事前の公表、周知ができないことがありました。

⑤ 会議資料の事前配布

事務局では、会議における審議・協議をより効率的にするために、会議資料を事前に各委員に配布するように努めてきました。令和元年度においては、秘密会を除く会議資料について、概ね会議の事前に配布できましたが、一部の資料については会議当日に配布することがありました。

⑥ 議事録の公開

上半期に開催した教育委員会の議事録については、事務局が議事録の調整に手間取り、その承認について遅れがあったため、議事録の公開についても、遅れが生じました。下半期は、会議開催の翌月に公開しました。

⑦ 傍聴者の数

傍聴人の数は令和元年度を通して延べ13人でした。前年度の5人から8人増加しました。

(2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和元年度の執行状況を点検・評価するとともに、各事務の関連法令についてその順守状況を点検していきます。

〈執行状況〉

はじめに、地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和元年度の執行状況を点検・評価します。

1) 地教行法第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

【実施状況】

新中学校建設について、平成31年4月に教育委員会臨時会及び定例会において、平成30年度に実施した新中学校建設に関する意見交換会及び新中学校建設についてのアンケート調査を取りまとめた結果と教育委員会の考え、今後のスケジュールについて協議しました。この結果について、令和元年5月に開催された総合教育会議で町長に説明し、協議しました。

令和元年5月14日に教育委員会臨時会を開催し、新中学校施設整備基本計画を協議し、定め、5月17日の総合教育会議で町長と協議調整した上で、5月21日に開催された議会全員協議会で説明しました。その後、5月の教育委員会定例会で地教行法第28条第2項に基づく教育財産取得の申出について審議の上、5月24日に町長に対し、教育財産取得の申出をしました。

【点検・評価】

法律に基づき、新中学校建設に関して、教育委員会で行うべき手続きを完了することができました。

2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

【実施状況】

教育財産については、教育委員会事務局（教育総務課）が総括管理を行っていますが、直接的には学校その他の教育機関で管理しています。

令和元年度は、小牛田小学校の給食調理場給湯管改修工事を実施しました。

また、美里町学校施設長寿命化計画に基づき、令和２年度に行う南郷学校給食センターの改修工事に必要な設計を行いました。

町内の小中学校には建築後４０年以上を経過する校舎が３校あります。その他の学校においても校舎等の経年劣化が年々進み、学校施設全体の維持管理が課題となっています。「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修を進めていかなければなりません。

【点検・評価】

中学校施設については学校再編に合わせた整備を進める必要があります。再編するまでの期間においても生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう必要な修繕等を行っていかねばならず、個別に順次対応しています。

小学校施設については「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修等を計画的に実施する必要があります。今後は、壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理が必要です。

３）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。（県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外）

【実施状況】

平成３０年度に引き続き、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員を１人ずつ、教育委員会に専従で配置しました。

人事評価についても前年度に引き続き総務課の方針に従って教育委員会の各部署において実施しました。

なお、教育委員会が任命権を有する職員について、正規採用職員が５９人であるのに対して非常勤職員が１５５人となっています。

【点検・評価】

平成３０年度に引き続き、学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員について、学校教育の経験者を専従職員として配置したことにより、児童・生徒、保護者、教職員に対して、専門的な立場からの助言や指導ができるようになっています。

非常勤職員の数が増えていることについては、以前から点検・評価の中で評価委員会から指摘されていますが、町の人事体制全体の問題であり改善にはいたっていません。

4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

【実施状況】

学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務を次のとおり実施しました。

① 入学期日の通知、学校の指定（通称：入学通知）

ア 学校教育法施行令第5条関係

（小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知）

- ・通知年月日：令和2年1月10日
- ・令和2年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し当該保護者に通知しました。

イ 学校教育法施行令第6条関係

（学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知）

- ・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。
- ・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

ウ 学校教育法施行令第7条関係（学校長への通知）

- ・上記ア及びイと同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

② 就学義務履行の督促

- ・対象事案なし

③ 学齢簿の編成（小学校新1年生のみ）

令和元年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者180人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月2日に紙媒体で起案後に決定しました。

※ 転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し決定後に、入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

④ 区域外就学の協議

ア 協議件数50件

【他市町村への協議】他市町村在住で美里町立学校に就学13件

【他市町村からの協議回答】美里町在住で他市町村立学校に就学37件

イ 届出件数16件

【県立学校】古川黎明中学校6件（うち年度途中0件）

古川支援学校小学部2件、中学部1件（うち年度途中0件）

【私立学校】 古川学園中 6 件
聖ウルスラ学院英知中 1 件
私立小学校 0 件

⑤指定校の変更
承認件数 6 件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務が実施されました。今後も同様に取り組んでいきます。

5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、市町村教育委員会としてはこれらの法令を順守して確実に実施することが求められています。

【実施状況】

地教行法第 33 条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則（以下「管理規則」という。）を定めて、次のような必要な管理を行ってきました。

① 組織編制

ア 校務分掌の組織（管理規則第 16 条）

各小中学校が校務分掌の組織を定め、教育委員会に報告をさせました。

イ 主任等の指名（管理規則第 17 条から第 22 条まで）

毎年度始め（4 月）に各小中学校において、校長が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

ウ 学校事務の共同実施組織（管理規則第 22 条の 2）

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成 27 年度から小中学校の事務職員による「学校事務支援室」を設置しており、令和元年度は全体活動を年 10 回と班活動を年 6 回実施してきました。教育委員会ではそのための設備の整備や会場の提供などの支援を行いました。

エ 職員会議（管理規則第 23 条）

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的に行いました。

オ 学校評議員（管理規則第24条）

校長（園長）の委嘱により、小中学校で31人、幼稚園で12人の評議員がいます。各小中学校及び各幼稚園では、概ね年2回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を受けました。

② 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導（管理規則第6条）

各小中学校は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要等などをまとめた「教育計画」を各校に作成させ、報告させました。

【点検・評価】

関連する法律等の法令を順守して適正な事務が行われてきたと考えています。

6）教科書その他の教材の取扱いに関すること。

【実施状況】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区（大崎市、栗原市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）の各市町の教育委員会で組織する協議会（北部地区教科用図書採択協議会）によって協議されることと学校教育法等の関係法令に定められています。

令和元年度は次のとおり小学校、特別の教科道徳、及び小・中学校の一般図書の採択のための事務を行いました。

① 町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として3回開催しました。

4月26日 採択日程の説明

7月11日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告

7月24日 採択協議会の採択結果の承認

② 小中学校への採択希望調査の実施

6月25日から7月5日まで、学校現場の意見反映の手段として小中学校への採択希望調査を実施しました。町教育委員会の採択希望案の決定に当たり調査結果を参考としました。

③ 採択教科書について

小学校については12冊、特別の教科道徳については1冊、一般図書は小・中学校合わせて110冊を採択しました。

④ 採択結果及び採択理由の公表

8月1日に北部地区教科用図書採択協議会を構成する2市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと考えています。

7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

【実施状況】

令和元年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

- ① 小中学校及び幼稚園空調設備設置工事 ※繰越（継続）事業
- ② 小牛田小学校給食調理場給湯管改修工事

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

- ① 不動堂小学校聴覚障害児童用送信機
- ② 小牛田小学校ひな段セット
- ③ 不動堂小学校コンビネーションマット及びスクールバスキー
- ④ 青生小学校気体採取器セット
- ⑤ 不動堂中学校世界地理穀物・食糧セット等
- ⑥ 小学校管理用備品（乗用芝刈機）
- ⑦ 不動堂小学校施設用片袖机等
- ⑧ 幼稚園管理用備品（芝刈機）
- ⑨ 不動堂小学校調理用備品（冷蔵庫）
- ⑩ 北浦小調理用備品（食器洗浄機）

【点検・評価】

令和元年度に、小中学校及び幼稚園の普通教室等への空調設備（エアコン）を設置し、活用することで、児童生徒への暑さ対策となりました。

さらに、各種の備品購入により児童生徒の健康管理、教育環境の改善を図ることができました。

8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること。

【実施状況】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、令和元年度において、次のとおり研修を実施しました。

	月日	研 修 会 名	対 象	人数 (人)	事前 資料	事後 アンケート
1	4/3	特別支援教育支援員研修会	特別支援教育支援員	4		
2	4/3	教員補助員研修会	教員補助員	29		
3	4/3	学力向上支援員研修会①	学力向上支援員	8		
4	4/4	英語教育指導員研修会①	英語教育指導員	2		
5	4/19	特別支援教育コーディネーター連絡協議会①	特別支援教育コーディネーター	20	○	
6	5/22	小・中学校教頭会研修会①	教頭	9		
7	5/29	特別支援教育連携協議会	協議会会員	14		
8	5/30	小・中学校健康づくり研修会	体育主任、養護教諭	15	○	
9	6/10	特別支援教育コーディネーター連絡協議会②	特別支援教育コーディネーター	20	○	
10	6/14	小・中学校研究主任会議①	小・中学校研究主任	10	○	
11	6/20	特別支援教育関係者研修会	学校管理職・教員 特別支援教育支援員 教員補助員	89		○
12	7/11	小・中学校教頭会研修会②	教頭	9		
13	7/17	学力向上支援員研修会②	学力向上支援員	8	○	
14	7/17	英語教育指導員研修会②	英語教育指導員	2	○	
15	7/30	調理従事職員研修会	給食調理従事職員	10		復命書
16	8/6	小・中学校初任者研修会①	教員初任者	2	○	
17	8/8	初赴任教員研修会	初赴任教諭	19		○
18	8/8	小・中学校初任者研修会②	初任教諭	2	○	
19	9/10	小・中学校研究主任会議②	小・中学校研究主任	10	○	
20	9/17	小・中学校教頭会研修会③	教頭	9		
21	10/2	特別支援教育コーディネーター連絡協議会③	特別支援教育コーディネーター	20	○	
22	10/8	小・中学校研究主任会議③	小・中学校研究主任	10	○	
23	10/30	市町村教育委員会との連携による学校サポート事業 指導主事訪問①	不動堂中学校区	46	○	○

24	12/3	小・中学校教頭会研修会④	教頭	9		
25	11/21	市町村教育委員会との連携による学校サポート事業 指導主事訪問②	小牛田中学校区	54	○	○
26	11/22	英語教育指導員研修会③	英語教育指導員	2	○	
27	11/27	市町村教育委員会との連携による学校サポート事業 指導主事訪問③	南郷中学校区	33	○	○
28	11/29	学力向上支援員研修会③	学力向上支援員	8	○	
29	12/19	市町村教育委員会との連携による学校サポート事業 指導主事訪問④	校長、教務主任	33	○	
30	2/26	特別支援教育コーディネーター連絡協議会④	特別支援教育コーディネーター	20	○	
31	2/26	小・中学校教頭会研修会⑤	教頭	9		

※ 特別支援教育連携協議会

宮城県北部教育事務所の指導主事を講師に招き、ユニバーサルデザインについての講話を聴き、委員のユニバーサルデザインに対する理解を深めた。

※ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会

特別支援教育専門員が、特別支援教育に関する喫緊の課題について講話して、特別支援教育コーディネーターの資質能力の向上を図りました。

※ 幼稚園等新規採用教員研修

公立幼稚園の新任教諭が実践的指導力と使命感を養うことを目的とし、園外研修を年間9日、園内研修を年間10日とそれぞれ行った。

※ 幼稚園中堅教諭等資質向上研修

在籍期間が8年を経過した教諭を対象に園外研修を年間10日、園内研修を年間11日行い、中堅教諭としての資質向上を図りました。

【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については上記のとおりおおむね実施されたと考えています。

また、研修後にアンケート調査を行っているものもあり、その結果を次回研修会や事業に反映させています。研修によっては事前に資料を提出させるなど工夫しながら実施し研修の実施後における研修成果の検証については、十分に行う必要があります。

9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

【実施状況】

① 保健に関すること

各小中学校において学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置
- ・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断
- ・健康相談の実施 ・保健指導の実施 ・保健室の設置
- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

② 安全に関すること

各小中学校において学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定
- ・防火管理者の選任
- ・避難訓練の実施
- ・避難マニュアルの改訂

③ 厚生、福利に関すること

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして国の基準に基づく就学援助を実施しました。

- ・就学援助

【点検・評価】

学校保健安全法に定められた項目について、実施しました。

各中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、要望があった小学校の相談対応も実施しました。

10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

【実施状況】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規定されています。町内の小中学校及び幼稚園においては、学校薬剤師を配置し、全ての学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を前年度と同様に実

施しており、学校環境衛生基準に基づく学校の環境衛生は維持されていると考えます。

11) 学校給食に関すること。

【実施状況】

南郷学校給食センターの調理業務については、民間事業者に委託しています。また、小牛田地域の幼稚園ではこれまでミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。令和元年度の各小中学校及び幼稚園の給食の実施日数は、次のとおりです。

小中学校（幼稚園）名	実施日数
小牛田小学校	175日
不動堂小学校	167日
北浦小学校	177日
中埴小学校	172日
青生小学校	174日
南郷小学校	176日
小牛田中学校	161日
不動堂中学校	165日
南郷中学校数	162日
こごた幼稚園	150日
ふどうどう幼稚園	149日
なんごう幼稚園	150日

【点検・評価】

食中毒や体に害を与えるような異物混入等の事故は発生することなく、安全・安心な学校給食を児童生徒及び園児に提供することができました。

12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

【実施状況】

① 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修、小学生を対象とした自然体験塾、町内児童を対象にこどもふれあいまつりを開催しました。

② 地域の教育力を向上させるための取組

前年度と同様に、協働教育（家庭・学校・地域連携）推進事業を実施しま

した。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。また、子どもの基本的生活習慣について考える講演会を開催しました。

※ 生涯学習に関すること及びコミュニティセンターに関することは、町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

【点検・評価】

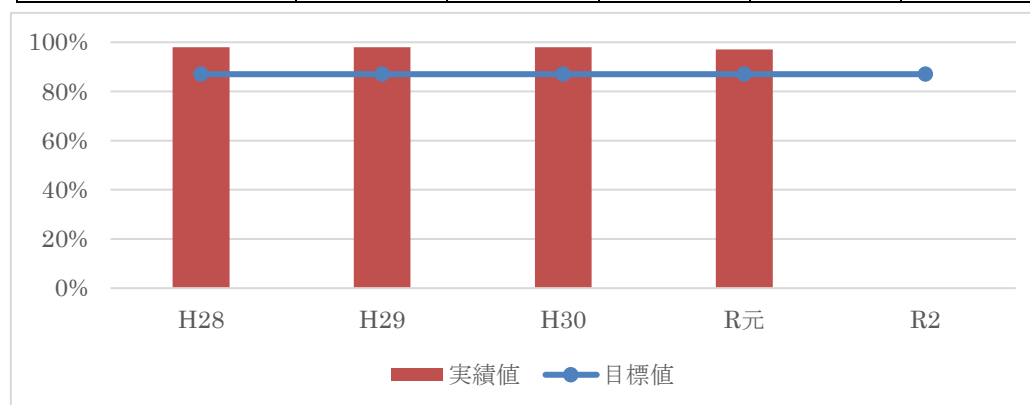
総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

① 青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績 98%（平成30年度の実績は98%）

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	87%	87%	87%	87%	87%
実績値	98%	98%	98%	97%	

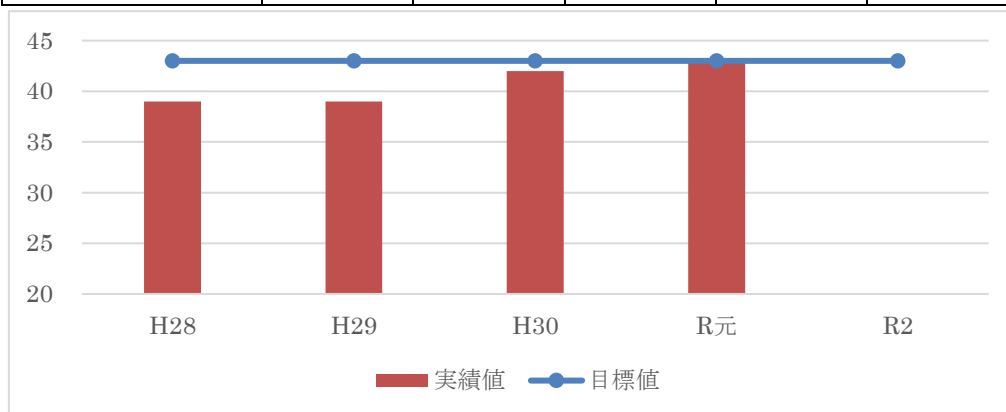


② 青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績43人（平成30年度の実績は42人）

青少年健全育成指導者等の人数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2
目標値	43	43	43	43	43
実績値	39	39	42	43	



13) スポーツに関すること。

町長が管理し、及び執行する事務であることから、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

14) 文化財の保護に関すること。

【実施状況】

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、2遺跡で埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・平成30年度に新規に文化財指定された「十王山の槻ノ木」等の解説板や案内板を新設しました。
- ・不動堂地域に関する一級史料である「後藤家文書」の解読作業の一環として、東北大学とともに写真撮影作業を行いました。同時に古文書撮影技術についての講習会も実施しました。
- ・「応安の板碑」の文化財指定について、文化財保護委員会に諮問しました。
- ・美里町郷土資料館では、4月23日から常時開館となり、4つの企画展と体験講座を実施するとともに、町内外からの団体視察を受け入れました。
- ・昨年度に引き続き文化財ボランティア養成講習会を8回実施しました。また修了した文化財ボランティアが、独自に活動を開始しました。
- ・文化財保護委員会からの答申を受けて、教育委員会にて審議し、「美里町文化財保護活用基本方針」「美里町郷土資料館基本方針」を策定しました。

【点検・評価】

令和元年度は、町の文化財保護活用や郷土資料館のあり方について、教育委員会で議論がなされ、基本方針が定まりました。今後は、その基本方針に基づいて、地域計画や各指定文化財の個別計画の策定を目指すとともに、歴史的価値の高い文化遺産の調査を進め、文化財指定の推進を目指します。

15) ユネスコ活動に関すること。

【実施状況】

ユネスコ活動に直接的に関わる活動は各小中学校において実施していません。そうした中で町内の民間団体である美里町国際交流協会と美里町が毎年度行っている、アメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に、教育委員会として積極的に参加・協力いたしました。

【点検・評価】

今後もアメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に積極的に参加・協力していきますが、現在においては、町内でユネスコ活動に直接的に関わる機会がありません。教育委員会としては、新中学校にユネスコスクールの導入を検討していきます。

16) 教育に関する法人に関すること。

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象から除いております。

17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

【実施状況】

教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき、前年度までと同様に実施いたしました。

【点検・評価】

市町村教育委員会として必要な調査を実施しました。

18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

【実施状況】

① 広報活動について

前年度までと同様に、毎月1回発行する町の広報紙と町の公式ホームペ

ージを主な媒体にして実施してきました。

また、令和元年度に新中学校施設基本計画を策定し、教育委員会の考えを示しました。

② 教育行政に関する相談について

教育委員会事務局（教育総務課）が窓口となり常に町民の相談に対応しています。

【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、これで十分ということではありません。周知の方法を十分に検討し、計画的に広報、広聴活動を行うことが必要です。

教育行政に関する相談体制については、教育総務課が窓口となって相談に応じています。相談内容、対応記録等を文書で記録し管理・保存しており、その文書を今後活用していく必要があります。

19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務に関すること。

【実施状況】

① 総合教育会議について

総合教育会議は、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う会議です。

令和元年度においては4回の会議を開催しました。

第1回会議 令和元年5月10日（木）午前10時～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 新中学校建設に関する意見交換会及びアンケート調査を踏まえた今後の進め方について

第2回会議 令和元年5月17日（金）午前10時～

出席者：町長、教育長、教育委員3人

協議事項 美里町新中学校施設基本計画について

第3回会議 令和元年5月30日（木）午後3時～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 ア 美里町新中学校整備について
イ 美里町いじめ防止等基本方針の改定について

第4回会議 令和2年2月25日（火）午前8時30分～

出席者：町長、教育長、教育委員4人

協議事項 ア 新中学校整備予定地地質調査結果について
新中学校整備民間活力導入可能性調査結果について

【点検・評価】

第1回会議においては、新中学校建設に関する意見交換会とアンケート調査を踏まえた今後の進め方について、教育委員会から町長に対し説明し、協議・調整を行いました。

第2回会議においては、教育委員会で策定した美里町新中学校施設基本計画について、教育委員会から町長に対し説明し、協議・調整を行いました。

第3回会議においては、教育委員会からの教育財産取得の申出を受けた町長から、教育財産取得に向け立ち上げた新中学校整備推進事業の内容について、教育委員会に説明があり、協議・調整を行いました。また、美里町いじめ防止等基本方針の改定について、教育委員会から町長に対し説明し、協議・調整を行いました。

第4回会議においては、新中学校整備予定地地質調査結果及び新中学校整備民間活力導入可能性調査結果について、町長から教育委員会に対し説明し、協議・調整を行いました。

いずれの会議においても、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、情報を共有しながら美里町の教育行政について協議・調整することができました。

② 教育委員のその他の活動について

教育委員会の定例会及び臨時会の会議に出席するほか、教育委員は次のような活動に参加・出席しました。

ア 学校行事等への出席

・小学校入学式

平成31年4月8日、9日 教育長、委員が各校に分かれて出席

・中学校入学式

平成31年4月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席

・幼稚園入園式

平成31年4月9日 教育長、委員が各園に分かれて出席

・小学校運動会

令和元年5月18日・25日 教育長、委員が各校に分かれて出席

・遠田郡中学校総合体育大会

令和元年6月1日 教育長、委員が各会場に分かれて出席

・中学校運動会

- 令和元年8月31日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・美里町敬老式
- 令和元年9月14日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・幼稚園運動会
- 令和元年9月28日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・中学校卒業式
- 令和2年3月7日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・幼稚園修了式
- 令和2年3月17日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・小学校卒業式
- 開催日：令和2年3月19日 教育長、委員が各校に分かれて出席

イ 各種会議、研修会への参加

- ・教職員宣誓式
- 平成31年4月3日 参加者：教育長、委員
- ・宮城県教育委員会・宮城県市町村教育委員会教育懇話会
- 令和元年11月14日 参加者：教育長
- ・宮城県市町村教育委員会教育委員・教育長研修会
- 令和2年1月31日 参加者：教育長、委員

ウ 総合教育会議への出席

- 第1回総合教育会議 令和元年5月10日 参加者：教育長、委員4人
- 第2回総合教育会議 令和元年5月17日 参加者：教育長、委員3人
- 第3回総合教育会議 令和元年5月30日 参加者：教育長、委員4人
- 第4回総合教育会議 令和2年2月25日 参加者：教育長、委員4人

【点検・評価】

教育委員は、定例会又は臨時会の会議だけではなく、上述したようにその他多くの行事、会議等に、積極的に参加・出席しています。

〈法令点検〉

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、それぞれに関係する法令が順守されているか、別冊資料の法令チェックシート（以下「チェックシート」という。）で点検しました。

点検の結果については、チェックシートの右の点検欄に、順守されているものには「○」、順守されていないものには「×」、順守しているものの今後改善が必要なものには「△」、点検の対象外のものには「外」と記述しました。

点検結果が「×」であったもの、又は「△」であったものについて、今後の改善策などを検討します。

1) 点検結果が「△」であったもの

- ① 財産の管理及び運用 . . . 別冊資料9ページ
(地方財政法)

第八条 地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

【実施状況】

現在、旧中埴小学校敷地は教育委員会で定期的な除草等の管理を行っていますが、敷地内にはまだ学校プール及び旧給食棟が残っており処分が必要です。

【改善策】

旧中埴小学校敷地内に残っている学校プール及び旧給食棟については、令和2年度に解体撤去することとなりました。

それに先立ち、令和元年11月28日付けで教育財産として廃止し、防災管財課へ管理換えをしています。

敷地の活用については、美里町公共施設等総合管理計画推進本部で今後検討していくことになります。

- ② 指導主事その他の職員 . . . 別冊資料10ページ
(地教行法)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

- 2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

【実施状況】

指導主事の配置については第２項で「前項の規定に準じて」とされていることから、指導主事の配置は必置義務規定ではなく努力義務規定と解釈され、これまで指導主事を配置しておりません。

【改善策】

本町においては週３５時間勤務の非常勤ですが、教育委員会に学校教育専門指導員を専従で配置し、各学校に対して指導を行っています。

また、学力向上に関する対策としては、学力向上支援員を小中学校に配置し、主に算数・数学の基礎学力の向上に努めています。

しかし、これで十分という状況ではありませんので、学校における指導体制を一層強化する方法として、指導主事の配置について検討していく必要があります。

③ 教育機関の職員・図書館の職員 ・ ・ ・ 別冊資料１１ページ (地教行法)

第三十一条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

２ 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

３ 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

【実施状況】

学校以外の教育機関である美里町近代文学館、美里町学校給食施設、美里町小牛田図書館、美里町南郷図書館、美里町郷土資料館に所要の職員を置いています。しかし、図書館司書の資格を有する職員のうち１人を除いては非常勤職員です。

【改善策】

前回の点検・評価からの課題ではありますが、改善策を講ずることは非常に難しい状況です。しかし、教育機関の職員のうち非常勤職員が多くを占めている現状については改善していかなければなりません。

④ 学校給食に供する食物の栄養内容 ・ ・ ・ 別冊資料４５ページ (学校給食実施基準)

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

【実施状況】

学校給食実施基準第四条及び別表の学校給食摂取基準に基づき、各学校に配置されている栄養士が献立を作成し学校給食を提供しています。

平成30年11月、県内の一部の公立小中学校で提供されている学校給食が、学校給食摂取基準に達していないことが報道され問題となっています。

本町においても、調査した結果、栄養量が100%に達していないものがあることが分かりました。

【改善策】

調査の結果、本町においても栄養量が100%に達していないものがあり、美里町学校栄養士会で協議した結果、栄養量を満たすためには、給食費の単価の見直しが必要であるということになりました。単価については、令和2年度中に具体的な見直しを進めていきたいと考えています。

(3) 総合計画を推進するための取組

総合計画の第1章に、「生涯を通して学び楽しむまちづくり」として教育政策が掲げられています。令和元年度に教育委員会が取り組んできた総合計画を推進するための取組の状況を政策別にまとめます。また、総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度についても点検・評価いたします。

政策1 社会教育の充実

【目的と取組の方向性】

住民一人一人が学ぶ喜びと尊さを知り、それぞれのライフステージに合った主体的な学習活動を継続的に展開できるように支援していきます。

一人一人が青少年期において学校、家庭、地域社会等の中で必要な社会性を身に付け、また、行動力と向上心、更には郷土愛に満ちた大人として成長できるよう青少年の健全育成に取り組んでいきます。(総合計画)

【実施状況】

1) 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組 (再掲)

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修、中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修、小学生を対象とした自然体験塾、町内児童を対象にこどもふれあいまつりを開催しました。

2) 地域の教育力を向上させるための取組 (再掲)

前年度と同様に、協働教育(家庭・学校・地域連携)推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した家庭教育支援教室、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

また、美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。また、子どもを犯罪の被害から守ることについて考える講演会を開催しました。

3) 図書館の利用について

令和元年度

登録者数：13,014人 年間利用者数(延べ)：35,431人

貸出冊数(延べ)：141,921冊 町民一人当たりの貸出冊数：5.8冊

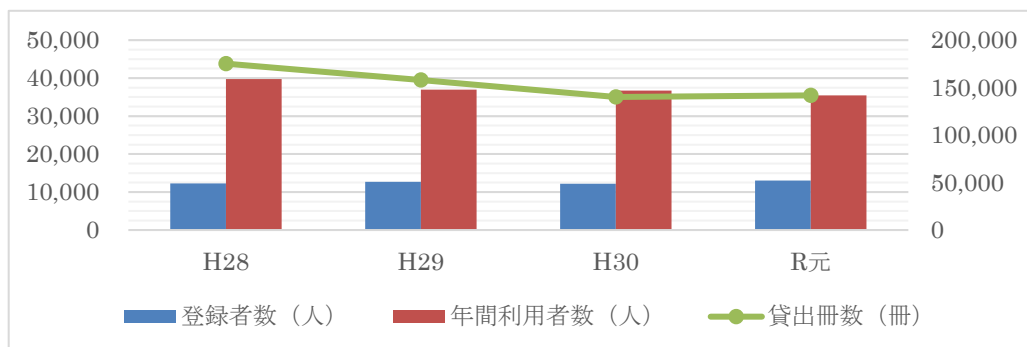
(参考：平成30年度)

登録者数：12,210人 年間利用者数(延べ)：36,689人

貸出冊数(延べ)：140,109冊 町民一人当たりの貸出冊数：5.7冊

図書館の利用状況

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元
登録者数（人）	12,295	12,685	12,210	13,014
年間利用者（人）	39,716	37,005	36,689	35,431
貸出冊数（冊）	175,231	157,895	140,109	141,921



【点検・評価】

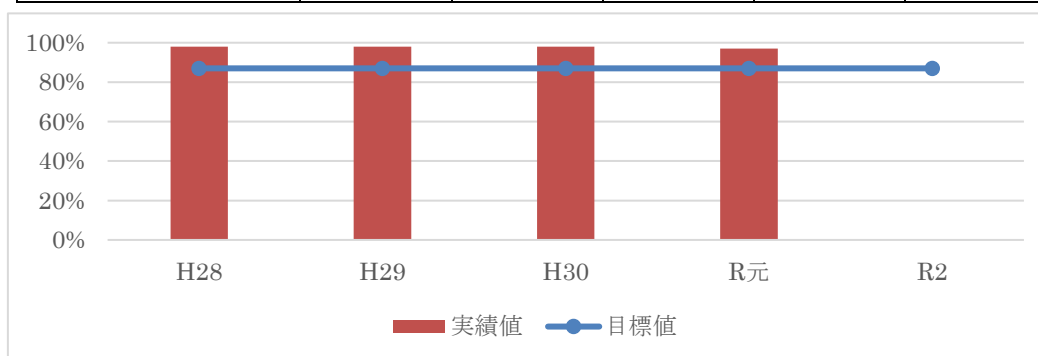
総合計画で設定した指標の目標値に対する到達度は次のとおりです。

◆ 青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

目標値 87% 実績 98% （平成30年度の実績は98%）

青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値	87%	87%	87%	87%	87%
実績値	98%	98%	98%	97%	

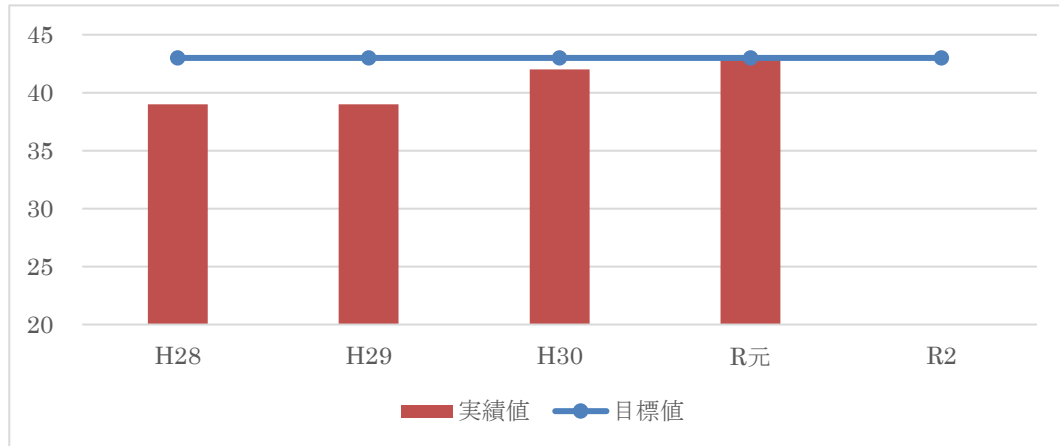


◆ 青少年健全育成指導者等の人数

目標値 43人 実績 43人 （平成30年度の実績は42人）

青少年健全育成指導者等の人数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値	43	43	43	43	43
実績値	39	39	42	43	

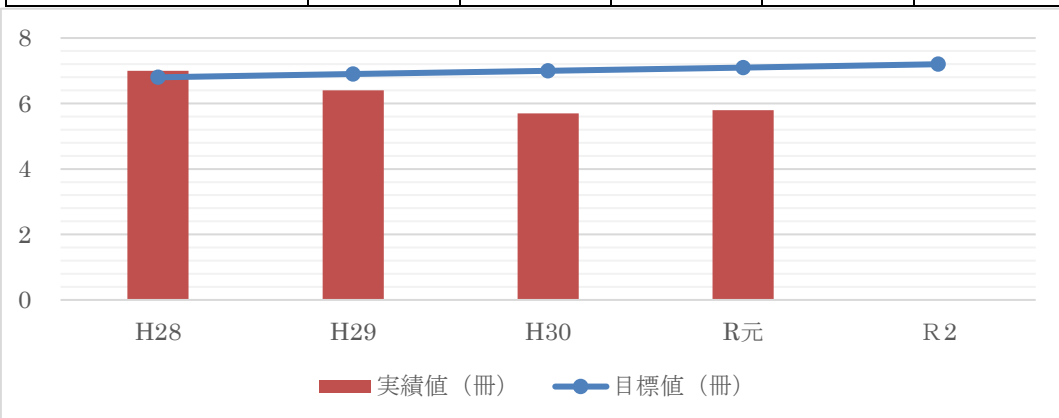


◆図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数

目標値 7.1冊 実績 5.8冊 (平成30年度の実績は5.7冊)

図書館における町民一人当たり年間図書貸出冊数

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値 (冊)	6.8	6.9	7.0	7.1	7.2
実績値 (冊)	7.0	6.4	5.7	5.8	



(目標値達成に向けて)

地域において子ども達に多様な体験活動を提供できるよう、地域の大人を対象に様々な青少年活動支援の方法や実践事例に関する研修会及び情報交換を行う必要があります。青少年活動支援に対する理解を深めるとともに、推進できる人材を養成していかなければなりません。

子どもの居場所づくり事業関係者、放課後子ども教室事業関係者及び青少年団体等と連携し、青少年健全育成指導員の増員を図っていきます。

目標値に達していない「図書館における町民一人当たりの年間図書貸出冊数」については、比較的利用の少ない若い年齢層（１８歳～２５歳）の利用者を増やすことに心がけて蔵書を整備していくこと、利用の多い高齢者層向けの資料の提供を行っていく必要があります。また、図書館の企画事業を充実させることによって利用者の拡大を図り、図書貸し出し数の増加を目指します。

政策２ 学校教育の充実

【目的と取組の方向性】

小学校及び中学校においては、「知育・徳育・体育」を重視し、基礎学力の定着を図るための教育、一人一人の個性を尊重した人間性豊かな教育及び地域と共に歩む学校づくりに重点的に取り組みます。

就学前の子どもたちは、保育所、幼稚園及び家庭とそれぞれ異なる環境の中で乳幼児期を過ごしています。すべての子どもたちがすくすくと成長できるよう保育及び幼児教育の環境整備を総合的に進めていきます。（総合計画）

【実施状況】

１）基礎的学力の向上を図るための取組

基礎的学力の向上に向けた取組については、前年度までと同様に、教育委員会事務局に学校教育専門指導員一人を配置したほか、学力向上支援員を各小学校及び不動堂中学校、南郷中学校に配置しました。しかし、小牛田中学校については、学力向上支援員を配置するよう努めましたが、配置することができませんでした。また、夏季及び冬季の長期休業中や平日放課後等に、希望する中学生を対象にした学び支援コーディネーター等配置事業（複数の相談員等による個別指導学習）を企画・運営するなどの取組から、基礎的学力を向上させるための取組を行ってきました。

２）計画的な施設整備のための取組（再掲）

令和元年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

①小中学校及び幼稚園空調設備設置工事 ※繰越（継続）事業

②小牛田小学校給食調理場給湯管改修工事

また、教育委員会では、経年劣化が進む学校施設等の長寿命化を図るため、平成２９年度に「美里町学校施設長寿命化計画」を策定しております。

３）地域に開かれた学校づくりのための取組

地域に開かれた学校づくりを進めるために、住民の協力を得て、各幼稚園及

び各小中学校に学校評議員を配置いたしました。

4) 安全・安心を確保するための取組

町内の各幼稚園及び各小中学校において、昨年度と同様にスクールバスを運行しました。また、朝夕の登下校時における通学路では、地域住民によって街頭指導（見守り）を実施していただきました。

こごた幼稚園及びふどうどう幼稚園の園児がそれぞれ、小牛田中学校及び不動堂中学校と連携して水害時の避難訓練を実施しました。訓練では中学生が園児の手を引いて誘導し校舎の2～3階へ避難しました。また、南郷中学校区では、小中学校及び幼稚園が連携し、一斉の引き渡し訓練を行いました。

5) 学校給食を充実するための取組（再掲）

平成27年度までは、南郷地域の各小中学校及び幼稚園では学校の設置者が実施する学校給食によって、小牛田地域の各小中学校では各学校長が実施する学校給食によって学校給食を提供してきました。

平成28年度からは、小牛田地域の各小中学校においても南郷地域と同様に、学校の設置者が実施する学校給食へ移行しました。

南郷学校給食センターの調理業務について、民間事業者に委託して実施しました。また、小牛田地域の幼稚園ではこれまでミルクのみの給食でしたが、平成29年8月から、民間事業者の調理した弁当給食に変更しました。

6) 就学前教育を充実するための取組

教育委員会では、前年度までと同様に、3園の幼稚園において就学前の子どものための幼児教育に取り組んできました。

幼稚園における「預かり保育」については、年々その需要が高まっていますが、令和元年度は待機園児が4人発生しました。

【点検・評価】

総合計画で設定した全国学力・学習状況調査についての指標の目標値は、令和元年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイントです。この目標値に対する到達度は次のとおりです。

◆全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差

実績 小学生： 県平均に対し4.5ポイント下回る。

中学生： 県平均に対し9.5ポイント下回る。

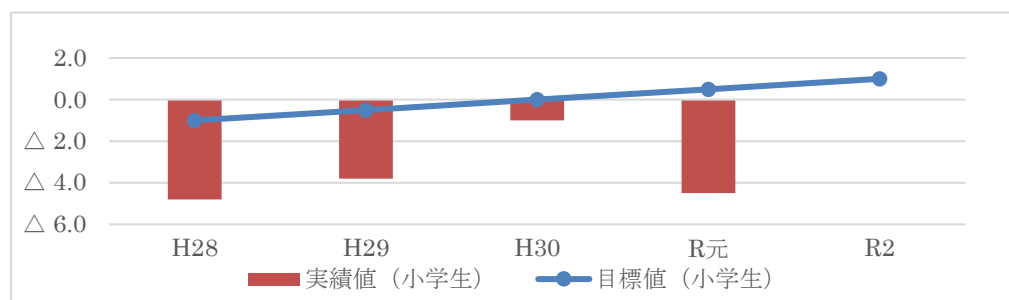
（参考）平成30年度実績

小学生： 県平均に対し1.0ポイント下回る。

中学生： 県平均に対し4.0ポイント下回る。

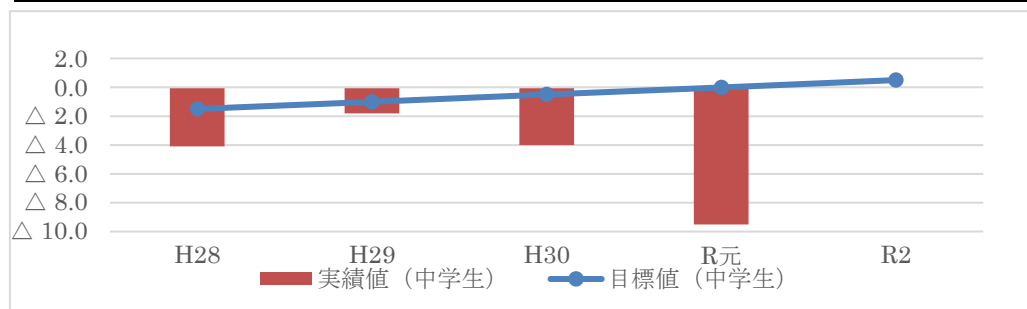
全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差（小学生）

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値（小学生）	△1.0	△0.5	0.0	0.5	1.0
実績値（小学生）	△4.8	△3.8	△1.0	△4.5	



全国学力・学習状況調査の県平均正答率との差（中学生）

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元	R2
目標値（中学生）	△1.5	△1.0	△0.5	0.0	0.5
実績値（中学生）	△4.1	△1.8	△4.0	△9.5	



◆C R T（目標基準準拠検査）での下位群（評定1）出現率（％）

※全小学校平均

平成30年度(算数)		⇒	令和元年度(算数)	
—	—		4学年	28%
4学年	15%	⇒	5学年	20%
5学年	24%		6学年	16%
6学年	14%		—	—

◆学校評議員会の開催回数

目標値 3回

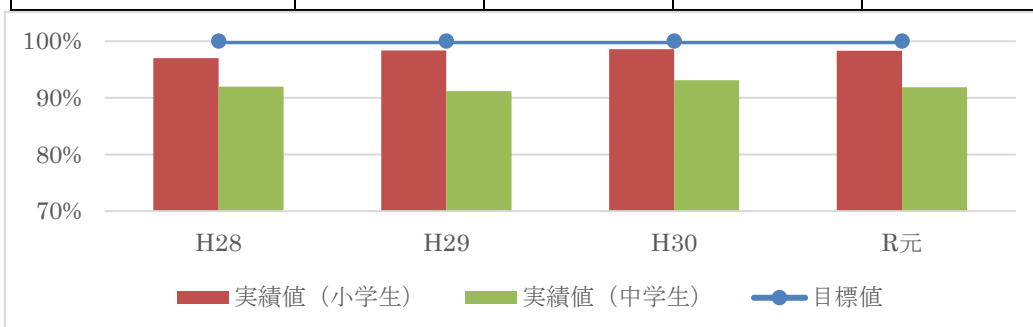
実績 二校を除き、各小中学校及び各幼稚園で、年2回開催しました。

◆児童生徒の朝食の摂取率（「学習・生活習慣調査」から）

目標値 100% 実績 小学生：98.6%
 中学生：93.1%

全児童生徒の朝食の摂取率

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R 元
目標値	100%	100%	100%	100%
実績値（小学生）	97.0%	98.4%	98.6%	98.3%
実績値（中学生）	92.0%	91.2%	93.1%	91.9%



◆預かり保育の待機園児数

目標値 0人 実績 4人

（目標値達成に向けて）

「全国学力・学習状況調査の県平均正答率」は、令和3年度において小学生は県平均正答率に対してプラス1ポイント、中学生はプラス0.5ポイント上回ることを目標としていますが、令和元年度は目標を下回ってしまいました。前年度と比較すると小学校、中学校ともに県平均正答率との差が開いています。児童生徒の基礎学力の向上を図り、全国学力・学習状況調査の指標の目標値に達するよう努めていきます。

「学校評議員会の開催回数」は3回を目標としましたが、概ね2回の開催となっています。しかし、半数以上の小中学校で、評議員会の他にも学校行事等で、学校評議員から意見を聴き、ほとんどの小中学校で学校運営に活用しています。

地域に開かれた学校づくりを進めるために、今後も年間を通じて、様々な行事の際に学校評議員から意見をいただき、学校運営に活用していきます。

「児童生徒の朝食の摂取率」の向上については、授業参観などの機会を利用して保護者に直接働きかけること、学校だよりや給食だよりなどのプリントで家庭に働きかけるなど、学校からの働きかけを繰り返し行っています。

政策3 文化・芸術の振興、伝統文化・文化財の継承

※「文化・芸術の振興」の政策は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価から除いております。

【目的と取組の方向性】

先人から伝承されてきた伝統文化と文化財を次の世代に確実かつ大切に継承するとともに、これらの歴史資料を活用した郷土学習を展開します。また、住民が日常的に郷土の歴史を学べる環境を整備します。(総合計画)

【実施状況】(再掲)

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・文化財保護法に基づき、2遺跡で埋蔵文化財発掘調査を実施しました。
- ・平成30年度に新規に文化財指定された「十王山の槻ノ木」等の解説板や案内板を新設しました。
- ・不動堂地域に関する一級史料である「後藤家文書」の解読作業の一環として、東北大学とともに写真撮影作業を行いました。同時に古文書撮影技術についての講習会も実施しました。
- ・「応安の板碑」の文化財指定について、文化財保護委員会に諮問しました。
- ・美里町郷土資料館では、4月23日から常時開館となり、4つの企画展と体験講座を実施するとともに、町内外からの団体視察を受け入れました。
- ・昨年度に引き続き文化財ボランティア養成講習会を8回実施しました。また修了した文化財ボランティアが、独自に活動を開始しました。
- ・文化財保護委員会からの答申を受けて、教育委員会にて審議し、「美里町文化財保護活用基本方針」「美里町郷土資料館基本方針」を策定しました。

【点検・評価】(再掲)

令和元年度は、町の文化財保護活用や郷土資料館のあり方について、教育委員会で議論がなされ、基本方針が定まりました。今後は、その基本方針に基づいて地域計画や各指定文化財の個別計画の策定を目指すとともに、歴史的価値の高い文化遺産の調査を進め、文化財指定の推進を目指します。

政策4 社会体育の振興

※「社会体育の振興」は、町長が管理執行する事務とされていることから、教育委員会の点検・評価から除いております。

Ⅲ 評価委員会からの意見

美里町教育委員会評価委員会委員

氏 名	経 歴 等	行政区	備 考
齋藤 寧	元美里町立青生小学校長	牛飼2区	会 長
忽那 正範	元涌谷町立涌谷中学校長	練牛	
新田 耕一	元美里町立南郷小学校PTA会長	下二郷1	

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

第1回会議 令和2年10月20日（火）

第2回会議 令和2年11月12日（木）

1 点検・評価の対象と方法について

（1）点検・評価の対象

前年度に引き続き三つの項目を対象としたことは妥当である。

（2）点検・評価の方法

点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ及び点検・評価の作業について明確にされており、今後の取り組みの改善につながることを期待したい。

2 点検・評価の結果について

（1）教育相談の実施状況について

青少年教育相談員が担当した相談件数が集計されている。訪問相談回数が非常に多く、個に応じた丁寧な相談活動が伺える。内容の「卒業生訪問相談」は他町に例を見ない素晴らしい取組である。別枠で特別支援教育専門員が行った相談件数を記載することを、検討していただきたい。

(2) 教育委員会の会議運営について

教育委員会の定例会、臨時会は適宜適切に開催されている。発言回数も多く、活発で慎重な審議がなされている。学校再編に関して、総発言回数1,193回中423回と全体の35.46%を占めている。教育委員会の最重要課題と位置付けていることが分かる。町民の関心が高い内容であるから、審議の概要や再編に向けた進捗状況等を定期的に町民に知らせてはどうか。

(3) 学力向上のための施策について

学力向上支援員の配置は学校にとって有用で、今後とも続けてほしい。ただし、算数・数学に特化した配置だが、新学習指導要領で重視する「主体的・対話的で深い学び」を考えると、子供の学びを支援できる教員免許を有する方で良いと考える。そのノウハウをもつ退職教員も多くいるはずなので検討を願う。

(4) いじめ防止対策、不登校対策について

昨年度の、「20) 町の条例①7編第1章 教育委員会について」に加え、「21) 町の条例①7編第2章 学校教育について」が掲載された。特に「いじめ防止等に関する協議会等条例」について詳細な点検項目・関係法令が明示されていることで、町として「絶対にいじめを出さない」という強い意思表示であると考えられる。町、学校現場の努力に敬服している。今後もさらなる「いじめ防止」のための取組を積極的に進めてほしい。

(5) 施設整備について

- 1) 学校施設全体の維持管理が課題となっている。「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、今後は「事後保全」から「予防保全」に移行できるよう計画が進められるとのことである。「環境が人をつくる」とも言われる。明日を担う子供たちの心身の成長を育むために、「人づくり」のためにも是非「予防保全」を進めてほしい。
- 2) 学校施設の修繕について行き届いていない部分があるので、子供たちにとって一番大切な安全・安心の確保のために早急に改修してほしい。美里町の将来を担う子供たちがよりよい教育環境で学べるように、また、教職員にとっても働きやすい快適な職場となるよう教育委員会にはより一層の努力を期待したい。

(6) 研修について

学校課題の一つに「通常学級に在籍する特別な配慮を要する子供」への支援がある。特に、ADHD障害の子供である。「自立活動」の指導が必要で、それに特化した特別支援教育支援員の研修会開催の検討を願う。

また、初任者研修等を行っているが、例えば、令和元年度に実施した「プログラミング教育研修会」や「連携によるサポートプログラム事業」のように、町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修を検討していただきたい。

(7) 学校評議員の活用について

学校現場における「学校評議員に関するアンケート」が実施され、ほとんどの幼・小・中とも学校運営等に活用し努力していることが理解できた。学校評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員(会)の在り方を考えてほしい。

(8) 職員の配置について

重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働き掛けてほしい。

(9) 教育相談について

各校に「スクールカウンセラー」、各中学校に「スクールソーシャルワーカー」が配置され、児童生徒が家庭・学校生活が豊かにできるサポートがなされていることは大変貴重な存在である。

また、「スクールソーシャルワーカー」については、要望のあった小学校に対して相談対応がなされたことも評価される。今後も学校・家庭・地域社会・関係機関等が連携や接続し合って、「幼児、児童、生徒の最善の利益」が確保できることに期待したい。

【 総合的な意見 】

前年の課題がよく改善されており、評価に関して真摯に前向きに努力していると感じられる。

IV まとめ

1 課題と改善策

(1) 未解決となっている前年度の課題と改善策

1) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

幼稚園においては、正規採用職員が27人であるのに対して非常勤職員は48人となっています。非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、幼稚園においては、雇用の形態（時間帯）が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の非常勤職員が多くなってきている事情があります。正規採用の常勤職員を増やすために町長部局と協議し、幼稚園の運営形態の在り方について、検討してまいります。

2) 定例会と臨時会は計画性があり慎重で迅速な審議が行われており、その機能が果たされている。審議内容も多岐にわたっており、特に社会問題になっている「いじめ・不登校対策」や教育現場の課題である「基礎学力向上対策」の審議が継続されているが、活発な話し合いが行われていると思われる。会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫があってもよい。

令和元年度での教育委員会では、秘密会以外の会議については全て公開で実施し、延べ13人が傍聴しましたが、住民が傍聴しやすい開催方法、日時等について、検討してまいります。

(2) 評価委員会から指摘のあった課題と改善策

1) 青少年教育相談員が担当した相談件数が集計されているが、別枠で特別支援教育専門員が行った相談件数を記載することを、検討していただきたい。

来年度に行う点検・評価において、特別支援教育専門員が行っている相談件数及び具体的な内容も記載してまいります。

2) 学校再編に関しては、町民の関心が高い内容であるから、審議の概要や再編に向けた進捗状況等を定期的に町民に知らせてはどうか。

今後、新中学校開校準備委員会を設置し準備を進めていきますが、その内容について、広報、ホームページ、SNSを活用し、住民に情報を提供してまいります。また、新中学校整備に関する情報についても、町長部局と連携を密にし、協力して住民に情報を提供してまいります。

3) 学力向上支援員の配置は、算数・数学に特化した配置だが、新学習指導要領で重視する「主体的・対話的で深い学び」を考えると、子供の学びを支援できる教員免許を有する方で良いと考える。そのノウハウをもつ退職教員も多くいるはずなので検討を願う。

学力向上支援員は、これまで、算数・数学の授業の支援を行ってまいりましたが、新学習指導要領の趣旨も踏まえ、国語等の教科についても支援を行ってまいります。また、学力向上支援員の募集にあたっては、幅広く人材の確保に努めてまいります。

4) 学校施設の修繕について行き届いていない部分があるようなので、子供たち、教職員にとって一番大切な安全・安心の確保のために早急に改修してほしい。

学校施設の修繕については、子供たちの活動に支障がないようにしなければなりません。令和2年度からは、専門的な視点も含めた点検を行い、状況を把握しながら優先順位に基づき必要な修繕を行ってまいります。

5) 学校課題の一つに「通常学級に在籍する特別な配慮を要する子供」への支援がある。特に、ADHD障害の子供である。「自立活動」の指導が必要で、それに特化した特別支援教育支援員の研修会開催の検討を願う。

また、初任者研修等を行っているが、例えば、令和元年度に実施した「プログラミング教育研修会」や「連携によるサポートプログラム事業」のように、町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修を検討していただきたい。

ご意見を踏まえ、特別支援教育支援員にADHD障害の子供の「自立活

動」の指導に必要な研修会の開催について検討してまいります。

また、町独自の喫緊の教育課題に対応するための、全教員を対象にした研修の実施についても検討してまいります。

- 6) 学校評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員（会）のあり方を考えてほしい。**

学校評議員会の運営については、各学校で行ってまいりましたが、今回の点検・評価において、学校現場における「学校評議員に関するアンケート」の結果から、学校評議員の人選、運営方法等に課題があることが明確になりました。今後、課題を教育委員会が学校と共有し、連携してより効果的に学校評議員会を運営できるよう検討してまいります。

- 7) 重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働きかけてほしい。**

幼稚園においては、正規採用職員が27人であるのに対して非常勤職員は48人となっています。非常勤職員が多いのは、町の人事体制全体の問題ではありますが、幼稚園においては、雇用の形態（時間帯）が多様化していることから、正規採用の常勤職員ではなく、非正規採用の非常勤職員が多くなっている事情があります。正規採用の常勤職員を増やすために町長部局と協議し、幼稚園の運営形態の在り方について、検討してまいります。

2 来年度の点検・評価に向けて

令和2年度の点検・評価（対象年度：令和元年度）は昨年度にならって、「教育委員会の会議運営」、「教育委員会が管理及び執行する事務」及び「総合計画を実現するための取組」の三つの項目を対象に点検・評価を行いました。

学識経験者で構成する美里町教育委員会評価委員会から、三つの項目を対象としたことについて妥当であるとの評価、また、その点検・評価報告書の作成の経過・作成作業が明確であるとの評価をいただきました。このことに加え、関係法令チェックシートで、町の条例の点検項目を増やしたことにより、教育委員会で行っている取り組みを詳細に確認することができたとの評価もいただきました。このような評価を踏まえ、来年度も三つの項目を中心に関係法令チェックシートで、さらなる点検・評価の充実を図ってまいりたいと考えております。

平成31年度の点検・評価では、前年度から引き続き未解決となっていた課題がありましたが、その改善策を講じたことにより、その一部は解消いたしました。しかし、まだ、未解決の課題がありますので、その改善に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。課題の中には、教育委員会だけでは改善することが難しい課題もありますが、関係機関等と協議を行い、改善できるよう努めてまいります。

教育委員会が行う点検・評価は、自らの活動のほか、教育委員会が権限を有する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む）の管理及び執行状況を確認し、課題を明確にし、改善していくために極めて重要な役割を果たしているものと考えております。今後もこの点検・評価を適切に行い、明らかになった課題を改善していくことにより、よりよい教育委員会の運営に努めてまいります。